

答申保第34号
平成25年1月15日
(諮問保第36号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報を不開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、平成21年7月8日付けで次のとおり保有個人情報開示請求を行った。

ア 開示請求者が、平成19年5月10日及び平成19年6月12日付けで〇〇の行政処分につき保健福祉部長〇〇宛てに書面（以下「申立て書面」という。）にて申し立てたその異議申立ての内容を、知事本人が把握し、開示請求者に対応し、自らの権限を用いて結果を出したことが判明し得る書面（以下「開示請求1」という。）

イ 平成19年6月11日に、介護保険課〇〇（以下「当該職員」という。）が、電話で「明日開示請求者住所地まで出向いて説明をしたい」と開示請求者に通知した、平成19年6月11日の開示請求者住所地に出向くために発した復命書（以下「開示請求2」という。）

これに対し、実施機関は、平成21年8月7日付け介福第288号で、保有個人情報不開示決定を行った。

その後、上記処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成21年9月29日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

文書不存在を取り消し、開示するとの決定を求めるというものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書において述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 開示請求1について

(イ) 当該職員は異議申立人に対して、申立て書面が地方自治法・行政法の趣旨に基づく異議申立てであるかの確認を行い、異議申立人はそのとおりである旨回答している。

当該職員のこの行為は、鹿児島県事務処理規則（以下「事務処理規則」という。）第5条第1項及び別表第1の「31 その他の事務」ではなく、同表の「1 地方自治法の施行に関する事務」の「(4)審査請求又は異議申立てに対する措置の決定」か、それに準用することへの確認であることから、専決ではなく、知事の決裁しかない。

(イ) 当該職員は、異議申立人に対して県庁介護保険課で説明を行った際、「保健福祉部長以上、知事まで決裁を受けている」と説明していることから、専決ではなく、知事決裁の文書を別途保管していることは明らかである。

イ 開示請求2について

平成19年6月11日に、当該職員から、異議申立人に「明日異議申立人住所地まで出向いてその説明をしたい」と説明している。復命書においては、事後に作成するとは何ら記載がない。介護保険課長が「明日異議申立人住所地まで出向いて説明をしたい」との事前の復命書が存在する。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 対象保有個人情報

ア 開示請求1について

申立て書面の内容を知事本人が把握し、異議申立人に対応し、自らの権限を用いて結果を出したことが判明し得る書面に記載されている異議申立人に関する情報

イ 開示請求2について

当該職員が平成19年6月12日に異議申立人住所地まで出張し、その後に作成した出張復命書に記載されている異議申立人に関する情報

(2) 不開示決定の理由

ア 開示請求1について

異議申立人が提出した申立て書面については、事務処理規則第5条第1項及び別表第1「31 その他の事務」(3)の規定に基づき、専決事項として「課長決裁」により処理したため、「申立て書面の内容を知事本人が把握し、異議申立人に対応し、自らの権限を用いて結果を出したことが判明し得る書面」は存在せず、したがって保有個人情報も存在しないことから不開示としたものである。

イ 開示請求2について

当該職員は、平成19年6月12日に異議申立人住所地まで出張していないことから出張復命書は作成しておらず、したがって保有個人情報も存在しないことから不開示としたものである。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年11月 2 日	諮問を受けた。
12月28日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
平成22年 1 月 8 日	異議申立人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
2 月10日	審査請求人から意見書を受理した。
平成24年 7 月25日	諮問の審議を行った。
11月29日	諮問の審議を行った。（実施機関から処分理由等を聴取）
平成25年 1 月 9 日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 開示請求 1 について

(ア) 本件対象保有個人情報

実施機関が特定したのは、異議申立人が提出した申立て書面について、知事本人が対応したことがわかる公文書中の異議申立人に関する情報である。

実施機関は、申立て書面については、事務処理規則の規定に基づき、専決事項として課長決裁により処理したため、知事本人が対応したことが分かる公文書は存在せず、したがって異議申立人に関する保有個人情報も存在しないことから不開示としたとしている。

異議申立人は、事務処理規則にある異議申立ての決定者は知事のみであるため、知事本人が対応したことが分かる公文書が存在しないはずであると主張していることから、不存在を理由とする不開示の妥当性について検討する。

(イ) 不存在を理由とする不開示の妥当性

a 事務処理規則第 5 条及び別表第 1

実施機関において、各課等で共通する事項の決裁区分については、事務処理規則第 5 条及び別表第 1 に規定されている。

同表において、「1 地方自治法の施行に関する事務」の項「(14)審査請求又は異議申立てに対する措置の決定（法231の 3 ⑦，238の 7 ①②③④，243の 2 ⑥，244の 4 ①②③④，255の 2，255の 3 ②③）」の欄（以下「1 の項(14)の欄」という。）については知事決裁、「31 その他の事務」の項「(3)申請，通知，通報，報告，届出，経由，助言，勧告，催告，照会，回答等」の欄（以下「31の項(3)の欄」という。）については、専決事項として課長決裁とされている。

b 不存在を理由とする不開示の妥当性

異議申立人は、実施機関が異議申立人に対して「申立て書面は地方自治法・行政法の趣旨に基づくものであるのか」確認した行為は、事務処理規則第 5 条別表第 1 「1 の項(14)の欄」に該当するか、又はそれに準用することへの確認であるから、文書不存在であるはずはないと主張する。

そこで、実施機関から申立て書面及びそれらに対する回答の起案の写しの提出を受け、当審査会において確認したところ、課長決裁となっていたことが確認された。

事務処理規則別表第1「1の項(4)の欄」は、地方自治法に基づく普通地方公共団体の歳入金に係る督促、滞納処分等に係る審査請求又は異議申立て等に対する措置の決定について知事決裁と規定するものである。申立て書面への対応は、地方自治法に基づく措置の決定に該当せず、同表「31の項(3)の欄」に基づき課長決裁により処理したため、請求に係る公文書は存在しないことから、異議申立人に関する保有個人情報も存在しないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、開示請求1について、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

イ 開示請求2について

(ア) 本件対象保有個人情報

実施機関が特定したのは、当該職員が平成19年6月12日に異議申立人住所地まで出張し、その後作成した出張復命書に記載されている異議申立人に関する情報である。

実施機関は、平成19年6月12日は、異議申立人住所地まで出張していないことから当該公文書は作成しておらず、したがって保有個人情報も存在しないことから不開示としたとしている。

異議申立人は、平成19年6月11日に、当該職員は異議申立人に「明日異議申立人住所地まで出向いてその説明をしたい」と説明しており、また、復命書は事後に作成するとは何ら記載がないため、介護保険課長が「明日異議申立人住所地まで出向いて説明をしたい」との事前の復命書が存在する、と主張していることから、不存在を理由とする不開示の妥当性について検討する。

(イ) 不存在を理由とする不開示の妥当性

鹿児島県職員服務規程第18条第5項の規定により、職員は出張後、帰庁したときは7日以内に出張復命書を所属長に提出しなければならないとされている。

実施機関は、平成19年6月12日に当該職員は異議申立人住所地まで出張していないと説明していることから、当審査会が事務局職員に介護保険課の平成19年度の旅行命令票及び出張復命書を確認させたところ、該当する旅行命令票及び出張復命書の存在は確認できなかった。

このため、請求に係る公文書は存在せず、異議申立人に関する保有個人情報も存在しないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、開示請求2について、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ その他の主張について

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。